

「信用取引に係る委託保証金の率の引上げ措置等に関するガイドライン」新旧対照表

(下線部分変更)

新	旧
<p><b>I. 実施基準</b></p> <p>1. 第一次措置の実施基準</p> <p>日々公表銘柄に指定した銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率の引上げ等の措置を実施する。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 売買回転率基準</p> <p>1 営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が<u>20%以上</u>であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ.～ロ. (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>2. 第二次措置の実施基準</p> <p>第一次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 売買回転率基準</p> <p>1 営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が<u>20%以上</u>であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ.～ロ. (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>3. 第三次措置の実施基準</p> <p>第二次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p>	<p><b>I. 実施基準</b></p> <p>1. 第一次措置の実施基準</p> <p>日々公表銘柄に指定した銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率の引上げ等の措置を実施する。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 売買回転率基準</p> <p>1 営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が<u>40%以上</u>であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ.～ロ. (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>2. 第二次措置の実施基準</p> <p>第一次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 売買回転率基準</p> <p>1 営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が<u>40%以上</u>であり、かつ、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ.～ロ. (省略)</p> <p>(4) (省略)</p> <p>3. 第三次措置の実施基準</p> <p>第二次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付けに係る委託保証金の率のさらなる引上げ等の措置を実施する。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p>

新	旧
<p>(3) 売買回転率基準 1 営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が<u>20%以上</u>であり、かつ、次のいずれかに該当する場合 イ. ～ロ. (現行どおり) (4) (現行どおり)</p>	<p>(3) 売買回転率基準 1 営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が<u>40%以上</u>であり、かつ、次のいずれかに該当する場合 イ. ～ロ. (省略) (4) (省略)</p>
<p>4. 第四次措置の実施基準 第三次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付け(取引参加者証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。)を禁止する。 (1)～(2) (現行どおり) (3) 売買回転率基準 1 営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が<u>20%以上</u>であり、かつ、次のいずれかに該当する場合 イ. ～ロ. (現行どおり) (4) (現行どおり)  (注1)～(注6) (現行どおり)</p>	<p>4. 第四次措置の実施基準 第三次措置を実施している銘柄のうち、次に掲げる(1)～(4)の基準のいずれかに該当した銘柄については、該当を確認した日の翌営業日以降の信用取引による新規の売付け又は買付け(取引参加者証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。)を禁止する。 (1)～(2) (省略) (3) 売買回転率基準 1 営業日の株価と当該営業日時点における25日移動平均株価との乖離が<u>40%以上</u>であり、かつ、次のいずれかに該当する場合 イ. ～ロ. (省略) (4) (省略)  (注1)～(注6) (省略)</p>
<p>II. 委託保証金の率の引上げ等の措置の内容 (現行どおり)</p>	<p>II. 委託保証金の率の引上げ等の措置の内容 (省略)</p>
<p>III. 解除基準 次に掲げる(1)及び(2)の基準のすべてに該当した銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の措置を解除する。 (1)～(3) (現行どおり)  (注1) <u>2.</u> について、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。 (1)～(2) (現行どおり)  (注2) <u>2.</u> について、上場日から起算して10営業日</p>	<p>III. 解除基準 次に掲げる(1)及び(2)の基準のすべてに該当した銘柄については、委託保証金の率の引上げ等の措置を解除する。 (1)～(3) (省略)  (注1) <u>25日移動平均株価との乖離に係る実施基準に該当した場合の解除基準における株価基準の適用</u>について、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。 (1)～(2) (省略)  (注2) <u>直前に行われた日々公表銘柄の指定又は措</u></p>

新	旧
<p>業日以降24営業日までの間においては、「25日移動平均株価」とあるのは「上場来移動平均株価」と読み替え、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。</p> <p>(1)～(2)(現行どおり)</p> <p>(注3) (現行どおり)</p>	<p><u>置に係る基準</u>該当日の株価との乖離に係る<u>実施基準に該当した場合の解除基準における株価基準</u>について、上場日から起算して10営業日以降24営業日までの間においては、「25日移動平均株価」とあるのは「上場来移動平均株価」と読み替え、次に該当するときは乖離率にかかわらず15%未満とみなすものとする。</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(注3) (省略)</p>
<p><b>IV. その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。<u>ただし、ETF及びETNについては、商品性を踏まえて取り扱うものとする。</u></li> <li>「株価」は、直近の最終価格(最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段。)とする。</li> <li>「売買高」は、売買立会による売買高とする。</li> <li>「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値(小数点以下第二位を四捨五入する。)をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。</li> <li>「上場来移動平均株価」とは、上場日から基準とする営業日までの株価の平均値(小数点以下第二位を四捨五入する。)をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。</li> <li>「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量(売買が成立したものに限る。)の売買高に対する比率をいう。</li> <li>「売注文数量」及び「買注文数量」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の売呼値(成行呼値を含む。)の数量及び呼値の制限値幅の上限の値段の買呼値(成行呼値を含む。)の数量をいう(いずれも売買立会のものに限る。)</li> <li>「信用取引の新規売注文比率」及び「信用取引の新規買注文比率」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の信用取引による新規売呼値(成行呼値を含む。)の数量の売注文数量</li> </ul>	<p><b>IV. その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>株券以外の上場有価証券については、株券に準じて取り扱うものとする。</li> <li>「株価」は、直近の最終価格(最終気配表示が行われているときは、当該気配表示値段。)とする。</li> <li>「売買高」は、売買立会による売買高とする。</li> <li>「25日移動平均株価」とは、基準とする営業日を最終日とする連続した25営業日の株価の平均値(小数点以下第二位を四捨五入する。)をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。</li> <li>「上場来移動平均株価」とは、上場日から基準とする営業日までの株価の平均値(小数点以下第二位を四捨五入する。)をいう。ただし、株式分割等が行われた場合は、適宜修正を行うものとする。</li> <li>「信用取引の新規売付比率」及び「信用取引の新規買付比率」とは、売買立会における信用取引による新規売付け及び新規買付けの数量(売買が成立したものに限る。)の売買高に対する比率をいう。</li> <li>「売注文数量」及び「買注文数量」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の売呼値(成行呼値を含む。)の数量及び呼値の制限値幅の上限の値段の買呼値(成行呼値を含む。)の数量をいう(いずれも売買立会のものに限る。)</li> <li>「信用取引の新規売注文比率」及び「信用取引の新規買注文比率」とは、午後立会終了時における、呼値の制限値幅の下限の値段の信用取引による新規売呼値(成行呼値を含む。)の数量の売注文数量</li> </ul>

新	旧
<p>に対する比率及び呼値の制限値幅の上限の値段の信用取引による新規買呼値（成行呼値を含む。）の数量の買注文数量に対する比率をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>売残高及び買残高</u>、信用取引の新規売付比率及び信用取引の新規買付比率、売注文数量及び買注文数量並びに信用取引の新規売注文比率及び信用取引の新規買注文比率は、いずれも取引参加者である証券会社の<u>報告及び申告</u>に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者である証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。</li> <li>・ 上記Ⅰ．～Ⅲ．にかかわらず、信用取引の利用状況から当取引所が必要と判断した場合には、信用取引による売付け若しくは買付け（取引参加者証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。）の制限又は禁止の措置を実施することができる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2021年3月1日実施)</u></p>	<p>に対する比率及び呼値の制限値幅の上限の値段の信用取引による新規買呼値（成行呼値を含む。）の数量の買注文数量に対する比率をいう（いずれも売買立会のものに限る。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信用取引の新規売付比率及び信用取引の新規買付比率、売注文数量及び買注文数量並びに信用取引の新規売注文比率及び信用取引の新規買注文比率は、いずれも取引参加者である証券会社の申告に基づいて集計するもので、事後的に取引参加者である証券会社により訂正の申告が行われた場合には、当該訂正の内容を考慮しないこととする。</li> <li>・ 上記Ⅰ．～Ⅲ．にかかわらず、信用取引の利用状況から当取引所が必要と判断した場合には、信用取引による売付け若しくは買付け（取引参加者証券会社による自己の信用売り又は信用買いを含む。）の制限又は禁止の措置を実施することができる。</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;"><u>(2019年7月1日実施)</u></p>

以 上